

NASM™ 会員規約（全米スポーツ医学アカデミー）

第 1 章 総 則

第 1 条（名 称）

本規約の対象となる団体は、NASM™（以下 当団体という）と称します。

第 2 条（所在地）

当団体の事務所は、神奈川県相模原市南区相模大野 3-15-17 5F に置きます。

第 3 条（目 的）

当団体は、パーソナルトレーナー及びその他のフィットネス全般の啓蒙・教育活動を通じて会員の心身の健康の維持増進を図り、かつトレーナーの地位向上、会員相互の情報交換並びに親睦及び厚生を図ることを目的とします。

第 4 条（事 業）

当団体は、前条の目的を達成するために、次の事業を行います。

- (1) パーソナルトレーナー資格認定事業、継続教育セミナー、ワークショップ企画・運営
- (2) フィットネス、フィットネス器具の研究・開発
- (3) 会員相互のフィットネスに関する知識及び経験の交流
- (4) 国内外のフィットネス関係団体との交流
- (5) フィットネスの社会的な認知を促進するための広報活動
- (6) 会員相互の互助事業
- (7) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 会 員

第 5 条（会員資格条件）

当団体の会員は、当団体の趣旨に賛同し、本規約、細則その他の当団体の定める諸規則を確認の上、これらを遵守することを承諾した上で、次の各号の全てに該当する方を対象とします。

- (1) 当団体の会員としてふさわしい品位と社会的信用のある方
- (2) 健康状態が本協会の開催するワークショップ並びにイベント等に参加するにあたって支障のない方
- (3) その他当団体が適当と認めた方

第 6 条（会員区分）

当団体の会員は、次のとおり区分します。

- (1) 個人会員
- (2) 当団体は、必要に応じて会員区分を新設または廃止することがあります。

第 7 条 (入会手続き)

当団体に入会を希望する方は、所定の申込み手続きを行い、当団体の承認を得るとともに、当団体の定める会費を納入しなければなりません。

第 8 条 (会費)

会員は、別に定める会費を当団体の定める方法にて、納入しなければなりません。尚、一度納入された会費は、理由の如何を問わず、返還しないものとします。

第 9 条 (会員の規則等遵守義務)

会員は規約、細則その他当団体の定める事項を遵守するものとし、これらに違反した場合に、当団体はワークショップ等への参加をお断りする場合があります。

第 10 条 (会員資格の喪失)

会員は次の各号の一に該当するときは、その資格を失うものとします。この時、当団体に属する日を含む月まで会費等その他の未納金がある場合は、これを直ちに完納するものとします。

- (1) 退 会
- (2) 会費を滞納したとき
- (3) 除 名
- (4) 法人の解散または破産、会社更正、整理、和議の申し立てがあったとき
- (5) その他当団体が会員として相応しくないと認めたとき

第 11 条 (退 会)

会員が当団体を退会する場合は、退会届を当団体宛に郵送にて提出し、退会手続きを行うものとします。手続きの締め日を毎年 3 月 15 日とし、退会届を 3 月 15 日必着で当団体に提出することで、次年度の更新はせず退会となります。なお退会届は、会員本人が当団体へ、退会希望の旨を連絡することで発行されます。会費等の未納金がある場合には直ちにこれを完納するものとします。また、一旦退会した場合、登録は抹消されます。再入会にあたっては、再登録のために登録料を支払わなければなりません。

第 12 条 (会員資格存続期間)

会員資格は、第 10 条及び第 11 条に定める会員資格を失うまで、継続されます。

第 13 条 (責任事項)

1. 当団体主催のワークショップ又は各種会員向けサービス(含 IT 関連サービス)に参加及び利用する方は、自己の責任と危険負担において参加及び利用(情報発信)するものとします。また、身体的に健康であり激しい運動を行うに際しても何ら支障のないことを声明でき、必要に応じて医師の承諾を受けることにも応じます。
2. 当団体は、ワークショップ中における傷害盗難等の人的、物的事故について一切の責任を負いません。
3. 会員は、ワークショップ開催施設を利用中に、自己の責に帰すべき事由により、当団体、施設、または、第三者に損害を与えた場合は、速やかにその責任を賠償するものとします。

第 3 章 その他

第 14 条 (事務局)

1. 当団体は、運営・管理に関する事務処理および決裁事項の執行等を支援するために、事務局を設置します。
2. 事務局は、代表および所要の職員を置きます。
3. 事務局の運営・管理については、一切を株式会社 JAPAN WELLNESS INNOVATION に委託するものとします。

第 15 条 (団体の廃止)

1. 天災地変、法令の制定改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化、その他のやむを得ない事由が発生した場合に、当団体の活動の全部、または一部を停止、もしくは活動を制限することがあります。
2. 当団体は、前項の定めに基づき全ての活動を停止した場合、全ての会員との契約を解除することができ、既納の入会金、会費等は返還しないものとします。また特別の補償は行わないものとします。
3. 前項の場合において、全ての会員は退会することとし、その際異議の申し立てをすることができないものとします。

第 16 条 (変更事項)

1. 会員は、住所・連絡先等、入会申込書記載事項に変更があった場合は、直ちに当団体へ届けるものとします。
2. 当団体から、会員への通知連絡は会員から届出のあった住所または連絡先に発送することにより、会員に届いたものとします。

第 17 条 （料金の改定）

当団体は、会費・利用料金およびその他の料金を、経済情勢の変動などにより随時これらを改定する場合があります。

第 18 条 （細則等）

本規約に定めのない事項および運営上必要な事項は、別途細則等で当団体が定めるものとします。

第 19 条 （規約の改定および効力）

1. 当団体は、必要に応じて本規約を改定することができ、その効力は改定前に入会した会員にも適用されるものとします。
2. 会員は規約の改定に対し、異議の申し立て、権利の主張、その他一切の請求ができないものとします。

第 20 条 （NASM™の名称・ロゴ等の使用について）

以下の目的以外での NASM™の商標・ロゴの使用をすることはできません。

- (1) 自身の活動のため、ロゴを使用し名刺を作成

第 4 章 トレーナーサポートシステム

第 21 条 （トレーナーサポートシステム内容）

当団体のトレーナーサポートシステムは賠償責任補償とし、NASM™会員を対象とします。

第 22 条 （トレーナーサポートシステム細則）

トレーナーサポートシステム細則は別に定めます。

第 23 条 （トレーナーサポートシステム内容の変更）

当団体は制度内容を改訂、変更する事が出来るものとします。

細 則

NASM™トレーナーサポートシステム規定

（目 的）

第 1 条 この規定は NASM™ 会員の賠償に対し支給する補償金に関する事項を定めたものです。

（補償金給付の範囲）

第 2 条 この規定による補償金給付は、支払対象となる偶発な事由が発生し、かつ当団体

および保険会社が補償金を給付することが妥当であると認めた場合にこれを行なうものとします。同補償の免責事由に該当する場合は補償金の給付の対象としないものとします。

(種 類)

第 3 条 補償金の種類は次のとおりとします。

(1) 賠償補償金

NASM™会員による指導中の事故によって参加者がその身体に被った傷害に対して、会員に法律上の損害賠償責任がある場合、トレーナーサポートシステム規定に従い補償金を支払います。ただし、NASM™会員同士の間で発生した傷害については対象外となります。

(補償金の支払額)

第 4 条 補償金の支払額は次のとおりとします。

賠償保険金 限度額：1 名 1 事故 1 億円(対人対物共通) 自己負担額：5 万円

(補償金を支払わない場合)

第 5 条 補償金を支払わない場合は次のとおりとする

当団体は、次の各号に掲げる事由のいずれかによって生じた傷害に対しては、補償金を支払いません。

- (1) 会員の故意
- (2) 補償金を受け取るべき者の故意
- (3) 会員の脳疾患、疾病または心神喪失
- (4) 指導中以外に発生した事故

以 上